

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月14日
【報告者の名称】	株式会社シンプレクス・ホールディングス
【報告者の所在地】	東京都中央区日本橋1丁目4番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(3278)6750
【事務連絡者氏名】	執行役員 澤田 正憲
【縦覧に供する場所】	株式会社シンプレクス・ホールディングス (東京都中央区日本橋1丁目4番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社シンプレクス・ホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社SCKホールディングスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社SCKホールディングス
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権

平成15年6月20日開催の当社定時株主総会及び平成15年7月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

平成16年6月16日開催の当社定時株主総会及び平成16年7月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

平成17年6月28日開催の当社定時株主総会及び平成17年10月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

平成18年6月26日開催の当社定時株主総会及び平成19年6月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

平成20年6月21日開催の当社定時株主総会及び平成21年1月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）

平成22年6月20日開催の当社定時株主総会及び平成23年2月2日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）

平成24年6月17日開催の当社定時株主総会及び平成24年11月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といい、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

（注）当社が平成24年6月18日に提出した第15期有価証券報告書（以下「当社第15期有価証券報告書」といいます。）によれば、平成24年5月31日現在において、平成14年6月25日開催の当社定時株主総会及び平成14年11月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権が95個存在する旨が記載されておりますが、同新株予約権については平成24年6月25日に行使期限が満了し失効しており、本公開買付けにおける買付け等の対象には含まれず、また、本新株予約権にも含まれていません。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

- (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年6月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。一方、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の中の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

- (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けを通じて当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）及び本新株予約権を取得及び保有することを主たる目的として、平成25年4月1日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、その株式については、後述のカーライル・グループに属する投資ファンドであり、ケイマン諸島法に基づき平成25年4月2日に設立されたりミテッド・パートナーシップであるCJP SPX Holdings, L.P.（以下「カーライル・ファンド」といいます。）が50.00%を、株式会社刈田・アンド・カンパニー（以下「K&C」といいます。）によりマイクロネシア法に基づき平成24年4月26日に設立されたKARITA & Company Micronesia Inc.（以下「K&CM」といいます。）が50.00%を保有しております。

カーライル・グループは、グローバルに展開するオルタナティブ（代替）投資会社であり、平成24年12月末現在、113のファンド及び67のファンド・オブ・ファンズを運営し、その運用総額は約1,700億ドルにのぼります。昭和62年の設立以来約450件のバイアウト投資実績を有し、現在世界6大陸の33のオフィスに1,400名以上の社員がおり、当社と同様のテクノロジー事業を営む企業に対する投資実績も含む、幅広い業種において「コーポレート・プライベート・エクイティ」、「リアルアセット」、「グローバル・マーケット・ストラテジー」及び「ファンド・オブ・ファンズソリュー

ジョンズ」の4つの分野での投資活動を行っています。日本においても、国内向けのバイアウト第二号ファンドである Carlyle Japan Partners IIは、本書提出日現在、国内最大規模の1,656億円の投資資金を擁し、積極的に企業価値の最大化のための経営支援を行っています。

K & Cは、平成19年5月に設立されたバイアウトファンド運営会社であり、事業会社経営者としての価値創造実績とバイアウトファンドマネージャーとしての豊富な投資・EXIT実績を持つメンバーにより構成されています。経営者心理、意思疎通の「間合い」を把握し、的確な打ち手を経営者と共有しながら企業価値を合理的に最大化させることを通じ、各ステークホルダーからの「結果としての満足」を得ることを事業理念としています。「事業承継」、「第二創業」、「ブランドの活性化」、「業界再編」を背景として投資ニーズが抽出される対象企業に対し、「新しい事業機会」、「経営課題に対する打ち手」、「人材・チーム」等をアレンジしながら事業価値創造を図る活動を展開しております。

今般、公開買付者は、当社普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、当社普通株式を非上場化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として本公開買付けを実施することといたしました。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として、当社取締役会の賛同のもと、友好的に当社普通株式及び本新株予約権を取得するために実施されます。

（注） マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣の全部又は一部が資金を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

なお、公開買付者は、当社の創業メンバーであり主要株主である筆頭株主に該当する三上芳宏氏（以下「三上氏」といいます。所有株式数：128,375株、株式所有割合（当社が平成25年2月12日に提出した第16期第3四半期報告書（以下「当社第16期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数589,955株に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。）：21.76%）、当社の第三位の大株主であり、かつ、当社の創業メンバーであり代表取締役社長である金子英樹氏（以下「金子氏」といいます。所有株式数：37,085株、株式所有割合：6.29%）、当社の第四位の大株主であり取締役副社長である五十嵐充氏（以下「五十嵐氏」といいます。所有株式数：29,675株、株式所有割合：5.03%）及び当社の第五位の大株主であり当社の子会社である株式会社シンプレクス・コンサルティングの執行役員である福山啓悟氏（以下「福山氏」といいます。所有株式数：23,250株、株式所有割合：3.94%）（以下、三上氏、金子氏、五十嵐氏及び福山氏を総称して「応募予定株主」といいます。）との間で、平成25年6月13日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約書」といいます。）をそれぞれ締結しており、これらの契約において、応募予定株主がそれぞれ所有する全ての当社普通株式（所有株式数：合計218,385株、株式所有割合：合計37.02%）及び五十嵐氏が保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、同氏が所有することとなる当社普通株式（1,225株）について、本公開買付けに応募していただく旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する当社普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行株式会社（以下「ソシエテジェネラル信託銀行」といいます。）に、2,750株を大阪証券金融株式会社（以下「大証金」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する当社普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。本応募契約書の概要については、下記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等」をご参照下さい。また、公開買付者は、金子氏及び五十嵐氏に本公開買付け後も当社の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行していただくことを予定しており、本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株主であるカーライル・ファンド及びK & C M（以下、総称して「スポンサーファンド」といいます。）は、金子氏及び五十嵐氏との間で本公開買付け後も当社の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行すること等を内容とする経営委任契約を締結することを予定しています。

また、金子氏、五十嵐氏及び福山氏については、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して、本公開買付けの応募により得る金額のうち金子氏が1,307百万円、五十嵐氏が699百万円、また、福山氏が75百万円の合計2,081百万円を新たに出資することを予定しております。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しており、応募株券等の数の合計（注）が393,567株（株式所有割合：66.71%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場

合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、(a) () 当社第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(589,955株)から、(ア) 当社第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社が所有する自己株式数(29,470株)及び(イ) 本書提出日現在における応募予定株主が所有する当社普通株式(218,385株)を控除した株式数(342,100株)に、() (ア) 当社第15期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の第3回新株予約権の数(368個)の目的である当社普通株式数(9,200株)、第4回新株予約権の数(3,604個)の目的である当社普通株式数(18,020株)、第6回新株予約権の数(12,560個)の目的である当社普通株式数(12,560株)及び第7回新株予約権の数(6,730個)の目的である当社普通株式数(6,730株)に、(イ) 平成24年12月31日までの変更(なお、平成24年12月31日までに、第3回新株予約権は185個(その目的である当社普通株式数4,625株)、第4回新株予約権は3,296個(その目的である当社普通株式数16,480株)、第6回新株予約権は11,978個(その目的である当社普通株式数11,978株)及び第7回新株予約権は6,390個(その目的である当社普通株式数6,390株)が、それぞれ消滅しております。)を反映し、(ウ) さらに応募予定株主である五十嵐氏との関係で、行使の上、当社普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている第3回新株予約権の数(49個)の目的である当社普通株式数(1,225株)を控除した本新株予約権の数(1,364個)の目的となる当社普通株式の数の最大数(5,812株)を加えた株式数(347,912株)の過半数に相当する株式数(173,957株、これは、本書提出日現在、応募予定株主及び当社以外の者が所有する当社普通株式に、本新株予約権のうち、本書提出日現在、行使期限が到来し、かつ、新株予約権の行使価格が当社普通株式の1株当たりの公開買付価格(45,000円、以下「本公開買付価格」といいます。)を下回る第3回新株予約権、第4回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の平成24年12月31日時点の残数から応募予定株主が保有し、行使の上、当社普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている新株予約権の数を控除した新株予約権に係るその目的となる当社普通株式の数を加算した株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する当社普通株式数にあたります。)に、(b) 応募予定株主が本公開買付けに応募する当社普通株式数(五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権(49個)を行使した結果、所有することとなる当社普通株式1,225株を含み、合計219,610株)を加えた株式数となっており、当社の少数株主の皆様を尊重するものとなっております。

(注) 本新株予約権については、それぞれ本新株予約権の目的である当社普通株式の数を基準に、応募株券等の数の合計を計算します。以下同じです。

公開買付者は、本公開買付けにより当社普通株式(ただし、当社が所有する自己株式は除きます。)の全部を取得できなかった場合には、本公開買付けの後に、当社に対して下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手の続の実行を要請し、公開買付者が、当社が所有する自己株式以外の当社の発行済株式の全部を取得することを予定しています。また、公開買付者は、本取引により当社普通株式(ただし、当社が所有する自己株式は除きます。)の全部を取得した後に、当社及び当社グループ会社(以下「当社グループ」といいます。)との間で、合併を含む組織再編行為を行う予定です。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、カーライル・ファンドから6,258百万円及びK & C Mから19百万円の出資をそれぞれ受けるとともに、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。)から合計20,461百万円を上限として借入れを受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。当該三菱東京UFJ銀行からの借入れに関し、公開買付者の発行済普通株式の全部及び公開買付者が本公開買付けにより取得する当社普通株式等が担保に供されること、並びに下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手の続を通じて当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社の一定の資産等が担保に供されることが予定されております。また、公開買付者は、本公開買付けの決済開始日以降、130百万円を上限にK & C Mから追加出資を受ける予定です。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

(a) 本公開買付けの背景等

当社グループは、平成9年の創業以来、金融業界のIT化を支援するソリューション、すなわち、金融機関をはじめとする機関投資家向けの資金運用及び運用におけるリスクマネジメント、並びに個人投資家向けのインターネットを介した各種取引に代表される、金融機関が戦略的なIT投資によって収益の最大化を図ることを中心とする「金融フロンティア領域」に特化した、最先端の金融システム・ソリューションを提供してまいりました。金融フロンティア領域においてIT化に係るソリューションを提供するにあたっては、「高度な専門ノウハウ(金融工学、業務知識など)」と「最先端IT技術」を融合した非常に高度な専門性が必要とされますが、当社は、これらの専門性を兼ね備えた数少ない企業の1つとして、独自の事業領域と高収益を生み出すビジネスモデルにより成長を続け、平成14年2月にJASDAQ市場に株式を上場し、平成16年5月には東京証券取引所市場第二部、平成17年9月には東京証券取引所市場第一部に株式を上場し、さらに、平成22年10月には、さらなる成長を企図して純粋持株会社制を導入し、現在、事業会社である子会社7社とともに、一体となって事業を展開しております。

当社グループを取り巻く経営環境は、インターネット環境の拡大に伴う業務形態の変化及びボーダレス化、規制緩和、金融商品の多様化等により、かつてないスピードで大きく変化しています。すなわち、当社グループの顧客である金融機関による資金運用の手法は、為替、債券、株式、デリバティブ等の世界中の様々な金融商品が対象となっており、他方で、個人投資家が行う取引についても、株式、株式先物・オプションに加え、近年では外国為替証拠金取引（以下「FX取引」といいます。）等に広がりを見せています。そのような中で、当社グループは、その主要顧客である銀行、証券会社及び信託銀行等の金融機関に対して、()システムインテグレーションと呼ばれるシステム開発事業及び受託システム開発事業（以下「SI事業」といいます。）、並びに()ユニバーサル・マーケット・サービス（UMS）と呼ばれるアプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）事業（以下「UMS事業」といいます。）を提供しております。

SI事業については、創業以来、現在に至るまで、主に金融機関の資金運用ビジネスに係るディーリングシステム（「ディーリングシステム」とは、トレーディングシステム及びリスクマネジメントシステムを含め、ディーリング業務を行う上で必要なすべての機能が統合されたシステムを意味します。）に必要な標準的機能を、最先端の金融工学のノウハウを活用し提供しております。さらに、当社グループは、SI事業において受託するシステム開発を通じて得られるノウハウ及び著作権を基本的に当社グループに留保し、新たな金融システムを構築する際に再利用可能なコンポーネントを「シンプレクス・ライブラリ」として管理しております。シンプレクス・ライブラリを活用し、過去の受託案件を通じて蓄積されたコンポーネントを再利用して複数の金融機関に対してソリューションを提供することで、開発期間の大幅な短縮、開発コストの大幅な削減や信頼性のあるソリューション提供の実現に成功し、一般的に労働集約性が高いと言われるSI事業において、効率的に極めて高い利益率を生み出すことができる事業構造を構築してまいりました。その結果、当社グループにおいては、システム開発事業を行う企業としては高水準といえる粗利率40%を、創業以来15年間にわたって維持できております。

その一方、日本経済の停滞が長引く中で、金融機関の再編が相次ぎ、主要顧客である国内の金融機関が集約化されてきたことから、シンプレクス・ライブラリを活用した事業展開も鈍化し、S I事業においてさらなる利益率の向上を追求することは、難しい状況に至っております。また、S I事業のようなシステム受託開発ビジネスは、一般的にフロー型（売切収益型）のビジネスであることから、収益構造をもっぱらS I事業に依存すると、中長期的には当社グループの継続的かつ安定的な成長が覚束ない状況となりかねません。そこで、当社グループは、平成20年3月期からの第二次中期事業計画において、労働集約的要素の高いS I事業のみを事業基盤とする体制から脱却し、ストック型（安定収益型）売上構造をもつ新規ビジネスの確立を目指すこととし、その柱として、UMS事業を開始いたしました。現在、当社グループは、UMS事業として、個人投資家向けインターネット取引サービスに係るシステム提供を行っております。当社グループがUMS事業を開始した当初は、株式、株式先物及びオプション取引向けシステムの提供を通じて市場シェアを確立し、その後、FX取引に係るシステムの提供にまで事業を拡大してまいりましたが、近年のFX取引市場の急速な拡大とともに、当社グループがUMS事業として提供するFX取引向けシステムは、国内FX取引高に占めるシェア30%（社団法人金融先物取引業協会の開示データを基に当社作成）を占め、FX取引業界において、確固たる地位を築いているものと自負しております。実際、当社グループがUMS事業を開始した平成20年3月期以降平成22年3月期までの当社グループの成長の源泉の中心は、FX取引向けソリューションの提供を中心とするUMS事業であり、UMS事業は、平成19年3月期において約67億42百万円であった当社グループの連結売上高を平成22年3月期において約139億70百万円へと倍増させる原動力となりました。

このように、当社グループにおいては、シンプレクス・ライブラリを用い、効率性を追求することにより当社が従前から得意としてきたS I事業に加え、当社グループに安定的な収益をもたらすUMS事業を開始したことにより、平成22年3月期には、連結経常利益及び連結純利益ともに創業以来の最高益（それぞれ約30億9百万円及び約18億44百万円）を達成するなど、順調にその業績を伸ばしてまいりました。

しかしながら、当社グループの業績を支えてきたS I事業及びUMS事業も、長引くデフレ不況による我が国経済の長期的な停滞とは無縁ではいられず、過去最高益を達成した平成22年3月期を境に、非常に厳しい経営環境にさらされております。

すなわち、S I事業については、主要顧客である銀行系証券会社や準大手の総合証券会社には、当社のソリューションをすでに提供している状況であり、また、経済環境の不透明さが継続する中で、それら主要顧客によるリピート案件の増加は見込めない状況となっております。さらに、そのような準大手証券会社等の状況を受け、大型案件が見込まれる大手金融機関に主要顧客層の軸足を移す努力も行ったものの、かかる努力も所期の目的通りには進捗しておりません。他方で、UMS事業についても、当初はFX取引向けソリューションを中心に順調に成長し、平成22年3月期まではS I事業を超える粗利率（47.6%）を維持していたものの、FX取引市場が飽和状態となり、FX取引事業者間の競争が激化し、低価格戦略を打ち出すFX取引事業者が中心となったことから、当社の顧客の収益が圧迫され、事業撤退等を行うFX取引事業者も出る等、必ずしも安定的な収益を見込める状況になく、粗利率も、平成23年3月期には39.4%、平成24年3月期には37.3%、平成25年3月期には32.2%と、年々低下しております。

（注） UMS事業の粗利率については、近年のUMS事業の売上の大半を占める「UMS（サービス）」の利益率を記載しております。

これらの結果、当社グループにおいては、平成23年3月期の連結経常利益及び連結純利益は、約25億14百万円（前期比 16.4%）及び約14億48百万円（前期比 21.5%）、平成24年3月期の連結経常利益及び連結純利益は、約20億25百万円（前期比 19.5%）及び約10億57百万円（前期比 27.0%）と大幅な減益で推移し、平成25年3月期の連結経常利益及び連結純利益については、約24億18百万円（前期比19.4%）及び約15億23百万円（前期比44.0%）と一部回復が見られるものの、平成23年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期の3期にわたって、いずれも期中に業績予想の下方修正を行わざるを得ない状況に陥り、その結果、第二次中期事業計画で策定した最終的な業績目標も未達に終わる等、当社グループは厳しい環境に直面しており、抜本的な構造改革を実現しない限り、当社グループの今後の持続的な成長は、極めて不透明といわざるを得ません。

こうした厳しい事業環境下において、金子氏は、当社グループの更なる成長を企図した戦略の立案を行うため、資本政策について意見交換を行う間柄であり、事業会社経営者としての価値創造実績とパイアウトファンドマネージャーとしての豊富な投資・E X I T実績を持つメンバーを擁するK & Cと協議を開始し、K & Cとともに、平成24年12月より、マネジメント・パイアウト(M B O)を含めた当社グループの成長戦略に係る初期的検討に着手したとのことです。K & Cは、外部専門家と協働し、当社の置かれた厳しい事業環境を改めて認識した上で、これまでの当社グループの経営戦略及び組織構造等を把握・分析し、金子氏とともに、上記のような厳しい事業環境下における当社グループの今後の成長戦略を真摯に検討し、当社グループの持続的な成長のためには以下のような施策が必要との結論に至ったとのことです。

U M S事業の一環である「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討

当社の収益の源泉となる顧客によるI T投資費用は収益への貢献が希薄なコストとして認識され、経営環境が悪化すると、削減の対象に位置づけられるのがこれまでの一般的な考え方であったと理解しております。このようなこれまでの考え方を覆し、金融フロンティア領域において、I T投資により、金融機関の収益向上に直結させ、ひいては金融機関におけるシステム投資の位置づけを収益獲得の極めて有効なツールに変更させることを企図して、当社は平成24年8月から「Simplex FX」のサービス提供を開始致しました。「Simplex FX」は、顧客であるF X取引事業者が個人投資家等からのF X取引に係る注文を受け、その相対として、F X取引事業者においてポジションをもつ過程で、「Simplex FX」に組み込まれた当社の金融工学のノウハウを集めたアルゴリズム(コンピューティング等の分野で、問題を解くための手順を定式化した形で表現したもの)によって、F X取引事業者がディーリング収益を上げるシステムであり、この「Simplex FX」により実現された金融機関の超過収益に対し、一定の成功報酬を課金するビジネスモデルを強化します。顧客の超過収益の実現に積極的に関与し、収益連動型課金ビジネスモデルを強化することにより、当社グループにおいて、高水準で安定的かつ継続的な収益の確保に繋がると考えます。ここでは、当社グループが発表した「ブリッジ2016」において2016年度の達成を目標としている国内F X取引高に占めるシェア50%を可及的速やかに実現することを最優先課題として、初期導入費等の負担方法等の課金方法の抜本的な変更を含めて、大胆な施策を検討致します。

上記のような収益連動型課金ビジネスモデルの強化に加えて、金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用し、金融サービス事業そのものへの進出も積極的に検討します。すなわち、S I事業において金融機関の資金運用ビジネス等を強力にサポートするシステム開発を手掛け、またU M S事業の一環である「Simplex FX」によりF X取引事業者のコアコンピタンスであるディーリング収益の拡大に貢献することで顧客である金融機関の収益連動型課金を実現してまいりましたが、当社グループの中長期的な成長を実現するためには、金融サービス事業そのものへの参入を視野に入れる必要があります。金融機関の提供するサービスには、I Tシステムと密接に関連し、高度なアルゴリズムの利用や遠隔地の相手方も含めた取引相手方との瞬時・大量・多様な取引の実行等、I Tシステムの機能性能を活用して初めて提供可能となるユニークなサービスが多く存在します。特にU M S事業が現在主な対象としているインターネットを通じた金融商品の取引にかかわる分野においては、その傾向が顕著であると認識しています。このような分野では、個人投資家を対象とする金融ビジネスに限らず、金融機関を対象とする金融サービスも多数存在し、今後の技術革新や市場の拡大等に伴い、新たな金融サービスを確立する余地も多いものと認識しています。とりわけ当社グループが注力しているF X取引の分野では、そのようなチャンスが多く存在しているものと考えております。上記のような金融ビジネスは、立ち上げまでに相応の先行投資リスクを負う必要があります。また金融機関の収益構造がそうであるように、市場環境からの影響を直接的に受けるため収益が大きく上下するリスクを持っており、市場低迷時期には業績が大幅に落ち込む可能性があるものの、市場活況時期にはシステム会社の収益構造では考えられない大幅な増益を実現する可能性も持っています。

S I事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ

S I事業については、大手金融機関の資金運用ビジネスに関して、網羅的に、プリセールス又はコンサルティングセールスを含めた、顧客のI T投資戦略の立案やロードマップ作成等に当社グループが深く関与するサービスの立ち上げが重要となります。金融機関向けシステム開発に特化している当社グループの特性を生かし、具体的な案件組成の前段階である新たな金融商品や金融フロンティア領域の開発に能動的かつ積極的に関与することで、潜在的な需要を掘り起こし、顧客である金融機関の事業発展に寄与するとともに当社グループにおける大型案件の受注につなげることも可能となります。

特に平成25年5月中旬に相次いで公表された3大銀行グループ等の大手金融機関の平成25年3月期の業績値及び平成26年3月期の業績予想がいずれも高水準に推移し、大手金融機関の経営環境の急速な改善が鮮明となる中で、各金融機関においては、今後数年以内に相次いで金融フロンティア領域における基幹システムの更新時期を迎えるものと想定されます。この大きなビジネス機会を逸することがないよう、当社においては、既存事業への短期的な影響を恐れることなく、従前S I事業のプロジェクト進行において中心的な役割を果たしてきた執行役員クラス

職員を含めた優秀な人材を、迅速かつ大胆に集中的に投入していくことが必須と考えます。

海外展開

当社グループの今後の更なる成長を実現するためには、S I 事業及びU M S 事業双方に共通の課題として、人口減が続く国内市場に拘らず、海外市場を視野に入れて展開を図って行く必要があります。上述のとおり、S I 事業においては、当社グループの顧客となり得る金融機関等の数が限られているため、このまま国内企業向けの受注を継続していてもその事業拡大の余地は限定的であり、日本国内でのF X 取引市場も飽和状態にあります。当社グループが、今後もS I 事業及びU M S 事業の2つを軸として成長を継続していくためには、国内金融機関向けシステム開発にて培った当社グループのノウハウを、海外金融機関向けにも展開していくことが必須となります。

しかし、収益連動型課金の基礎となる金融機関における超過収益は金融事業そのものであることに鑑みれば、「Simplex FX」等のビジネスモデルに係る事業リスクは、I T ビジネスというよりも金融ビジネスのリスクに近似していくこととなり、I T ソリューション提供の対価として固定的な収益を受領するのではなく顧客であるF X 取引事業者等の金融機関の収益によって当社の収益が変動する点で、これまでの当社グループの事業リスクとは、大きく性質が異なるものと認識しております。また金融サービス事業が内包する事業リスクも、金融事業そのもののリスクであり、同様にI T ソリューションに係る事業リスクとは大きく異なっています。加えて、新たな金融サービスの立ち上げに際しては、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となると考えられ、課金方法の変更により短期的には当社グループの売上や利益には悪影響を及ぼすことも考えられます。

また、I T 投資戦略の立案やロードマップ作成等といった初期的な提案段階から、具体的な案件となり、実際にそれが実行され、顧客から当社に対して収益がもたらされる段階となるまでには、各案件において少なくとも2年から3年程度の期間が必要であると考えられることからすると、当社グループにおいては、このようなセールス体制を早急に構築する必要があるものの、その構築に際して少なくとも数年間、売上高の低下を招く虞があると考えられます。また、プリセールス及びコンサルティングセールスには、顧客の潜在的な要望を掘り起こし、自発的・積極的にコンサルティングを提供していく必要があり、顧客の具体的な要望発生後にシステムの受託開発を行う従前の当社グループの事業とは従業員に求められる能力の性質が大きく異なっています。そのような要望に応えるための優秀な人材の採用や既存の従業員の再教育は、一時的に当社グループの案件受注体制に影響を与えて当社グループの売上高が低下する虞や、優秀な人材の採用に伴う人件費の増加による利益の低下を招く虞もあると考えられます。加えて、上述のとおり、大手金融機関の経営環境の急速な改善が鮮明となる中、今後数年以内に想定される大手金融機関の金融フロント領域における基幹システムの更新に伴うビジネス機会を適切に捉えるためには、従前S I 事業のプロジェクト進行において中心的な役割を果たしてきた執行役員クラスの役職員を含めた優秀な人材を、迅速かつ大胆に集中的に投入していくことが必須であり、その結果、当社の既存事業への短期的な悪影響は不可避免的に生じるものと予想されます。大手金融機関の基幹システム更新に係るビジネス機会を確実に捉えるために当社の経営資源を集中させるほど、既存事業への悪影響の程度は大きくなるものと考えられます。

さらに、海外展開にあたっては、抜本的な組織体制の見直しやシンプレクス・ライブラリに蓄積されている日本語用システムの現地語化に加えて、当該国の市場環境、競争環境、特有の商慣習等の検証及び分析が不可欠であり、大きな不確実性を内包していると認識しております。当社が国内で蓄積した知見を活用し海外においても確固たる地位を築いていくためには、海外進出に向けて短期的に大胆な投資を行っていくことが肝要であると考えられます。

このように、厳しい事業環境下において更なる成長を実現するために当社グループに求められる諸施策は、当社グループ事業に内在するリスクの大幅な質的变化を生じさせるとともに、既存事業への短期的な悪影響及び先行投資によって生じる少なくとも数年間にわたるであろう一時的な売上高及び利益の減少、さらには、海外展開に内在する不確実性への対応といった様々なリスクを伴うものであり、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、当社普通株式の株価に悪影響を及ぼすことが予想されるのみならず、所期の目的を達成できない場合には長期的にも当社の株主の皆様のご期待に沿えない事態が生じる可能性も十分に考えられます。

このような認識の下、金子氏及びK & C は、検討及び協議を重ねた結果、厳しい事業環境下において当社グループをさらに成長させ、その中長期的な企業価値の向上を実現するためには、上記の各施策を速やかに実施していくことが必須であり、そのためには、マネジメント・バイアウト(M B O)の手法により当社株式を非上場化し、上記の各施策に必然的に伴うリスクが当社の株主の皆様及びごことを回避するとともに、当社の株主を、当該リスクを受容できる少数の者に限定し、上記の各施策を一貫した方針の下で迅速かつ大胆に実施できる体制を構築することが、現在の当社グループにとって最善の選択肢であるという基本的な方向で、合致したとのこと。その上で、金子氏及びK & C

は、当社グループの今後のさらなる成長に向けた施策の中に海外市場への展開が含まれていることに鑑み、当社グループの海外市場への展開を強力にサポートする協力者として、世界6大陸の33のオフィスを通じた全世界的ネットワークに加え、当社グループと同様のテクノロジー事業を営む企業に対する幅広い投資実績と企業価値の最大化に向けた豊富な経営支援の経験を有するカーライル・グループを選定し、カーライル・グループとの間で意見交換を行いながら、上述の諸施策の実施を前提としたマネジメント・バイアウト（MBO）の実施について具体的に検討を続けてきたとのことです。そして、金子氏、K&C及びカーライル・グループは、平成25年3月18日、当社に対し本公開買付けを含む本取引を提案し、その後、金子氏及び五十嵐氏を除く当社取締役との間で、本取引の実施の是非及び条件等について慎重に協議及び交渉を重ねてきたとのことです。

その後、金子氏、K&C及びカーライル・グループ並びに公開買付者は、金子氏及び五十嵐氏を除く当社取締役との間で、本取引の実施の是非及び条件等について慎重な協議及び交渉をさらに重ね、最終的に、平成25年6月13日に、本公開買付けの実施を決定したとのことです。

本取引後は、公開買付者、金子氏及び五十嵐氏が、当社の役職員とともに、当社グループの今後のさらなる成長のために実施を要する上述の諸施策を推進していく予定であるとのことです。また、公開買付者は、当社の役職員に対して、これまでに当社がその役職員に対して提供してきた本新株予約権と全体として同等以上のインセンティブとなり得るストックオプション等のインセンティブ・プランを、本取引完了後に当社と協議の上導入することを予定しており、当社の役職員と一丸となって、上記の施策に取り組み、当社の中長期的な企業価値の向上に向け、邁進していく予定であるとのことです。なお、下記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等」記載のとおり、金子氏及び五十嵐氏は、本公開買付け後も、当社の代表取締役社長及び経営陣として当社の経営にあたる予定であるとのことです。

(b) 当社取締役会における意思決定に至った過程

当社は、公開買付者からの本取引の提案を受け、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ、関連当事者に該当しないSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）から取得した株式価値算定書、当社及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される独立委員会から提出を受けた平成25年6月13日付答申書、並びに当社及び公開買付者から独立した財務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してまいりました。その結果、当社取締役会は、上記「(a) 本公開買付けの背景等」に記載の当社が直面する経営課題や当社を取り巻く事業環境等を踏まえると、平成25年4月25日付で当社が公表した、平成26年3月期からの3ヵ年の計画である「ブリッジ2016」における基本戦略と概ね整合すると考えられる、公開買付者が提示するUMS事業の一環である「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討、SI事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、海外展開の諸施策について、「ブリッジ2016」の策定時における当社の想定よりもさらに迅速かつ大胆な経営資源の集中を伴って実施することが、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値のさらなる向上のために重要であると判断いたしました。しかしながら、公開買付者もいうとおり、の施策の実施については当面のコスト増加、短期的かつ大胆な投資の実行等による既存事業への短期的な悪影響は避けられず、少なくとも数年間にわたり売上高及び利益が低下する虞があり、の施策の実施についても金融事業特有の収益変動リスクを内包するものであるうえ、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となることは避けられないものと考えられます。したがって、当社の株主の皆様がこのような各施策に必然的に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、本取引により当社普通株式を非上場化することは当社の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けを含む本取引は当社の株主の皆様利益に合致すると判断し、平成25年6月13日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、金子氏及び五十嵐氏を除く出席取締役3名）全員の意見の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、当該取締役会において、同じく審議及び決議に参加した取締役（上記3名）全員の意見の一致により、本新株予約権については、本新株予約権が当社役職員に対するストックオプションとして付与されたものであり、当社は本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役4名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の代表取締役社長である金子氏及び当社の取締役副社長である五十嵐氏は、公開買付者との間で、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする本応募契約書を締結しており、かつ、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して、出資をすることを予定していることから、本取引において当社と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

また、本新株予約権は、ストックオプションとして付与されたものであり、新株予約権割当契約等にて譲渡が禁止されていることから、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定しておりません。

(3) 本公開買付価格の検討

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、当社が開示している財務情報等の資料、当社に対して実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果などを基に、過去1年間における発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム率を参考にしながら、当社との協議・交渉の結果や当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を勘案し、本公開買付価格を1株当たり45,000円に決定しました。

公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していませんが、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ類似事例における過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値の平均株価に対するプレミアム率を参考にすると、当社の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮した上で、当社との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて本公開買付価格を決定いたしました。

本公開買付価格は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年6月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値32,600円に対して38.04%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアム率の計算においては同様とします。）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値38,676円（小数点以下を四捨五入。以下一定期間の終値の単純平均値の計算においては同様とします。）に対して16.35%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値38,806円に対して15.96%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値33,887円に対して32.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成25年6月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値31,050円に対して44.93%のプレミアムを加えた価格となっております。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして、当社又はその関係会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、当社又はその関係会社の役員及び従業員の地位にあること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式及び本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ること等を認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ、関連当事者に該当しないSMBC日興証券に対して当社の株式価値の算定を依頼し、平成25年6月13日付で本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書を取得しました（なお、SMBC日興証券は、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、SMBC日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社普通株式が上場しており、客観的な価値を直接的に把握することが可能であることから市場株価法、そし

て上場会社に当社と類似する会社があることから類似上場会社比較法、さらに当社が継続企業であることを前提に当社の収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることからディスカウントド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。各々の手法により算定された当社普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	33,887円から38,806円
類似上場会社比較法	32,348円から43,000円
DCF法	39,671円から49,717円

市場株価法では、平成25年6月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ38,676円、38,806円、33,887円（各単純平均株価（終値）については小数点以下四捨五入））、株式の流動性及び開示状況等を総合的に分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似上場会社比較法では、当社と事業内容が類似する上場会社（以下「類似会社」といいます。）を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、当社の財務数値に適用して株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

DCF法では、当社から提供を受けた平成26年3月期から平成30年3月期までにおける事業計画（注）（このうち、平成26年3月期からの3カ年の期間は「ブリッジ2016」の内容に相当します。）、当社に対するマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向等に基づき、当社が平成25年3月期後の将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

（注）DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画において、大幅な増減益は見込まれておりません。また、公開買付者が検討しているSI事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び海外展開に関する各施策の効果は、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画においては考慮されておりません。

当社における独立委員会の設置

当社取締役会は、平成25年3月18日、本公開買付けに係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、当社及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される独立委員会（独立委員会の委員としては、当社及び公開買付者から独立性を有する中条稔夫氏（現当社社外監査役）、小笠原範之氏（現当社社外監査役）及び仁科秀隆氏（中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士）の3氏を選定いたしました。なお、当社は、当初からこの3氏を独立委員会の委員として選定しており、独立委員会の委員を変更した事実はありません。）を設置し、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本取引が当社の企業価値向上に資するか、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか、及び本取引に対して当社取締役会が行うべき意見表明の内容（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について独立委員会に対し諮問することを決議いたしました。

独立委員会は、平成25年3月27日より同年6月13日まで合計8回開催され、本諮問事項である上記3点に関し、慎重に検討を行いました。独立委員会は、かかる検討にあたり、当社の代表取締役社長である金子氏、K&C及びカーライル・ファンドから本公開買付けの背景、検討状況及び公開買付者の本公開買付けについての考え方についての説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、独立委員会は、当社の事業計画及び本取引の当社企業価値に与える影響等について、当社の取締役副社長である田中健一氏及び福井康人氏より説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。

さらに、独立委員会は、本諮問事項を検討するにあたり、その透明性・合理性を確保するため、当社及び公開買付者から独立し、かつ関連当事者に該当しないトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を、独立委員会の第三者算定機関に選任し、当社の株式価値の算定を依頼しており、トラスティーズから平成25年6月12日付で株式価値算定書を取得しました。トラスティーズによる当社の株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法	32,600円から38,806円
類似公開会社比準法	32,483円から37,159円
DCF法	37,453円から45,481円

市場株価法では、公開買付者による本公開買付けの公表日の前日である平成25年6月12日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引終値32,600円、過去1ヶ月間（平成25年5月13日から平成25年6月12日まで）の普

通取引終値の単純平均値38,676円、過去3ヶ月間(平成25年3月13日から平成25年6月12日まで)の普通取引終値の単純平均値38,806円、過去6ヶ月間(平成24年12月13日から平成25年6月12日まで)の普通取引終値の単純平均値33,887円を基に、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を32,600円から38,806円までと分析しています。

類似公開会社比準法では、上場会社の中から当社と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を算定しております。

DCF法では、当社の事業計画、当社のマネジメントに対するインタビュー、当社の事業のリスク要因、直近までの業績の動向、当社の将来の収益予想に基づき当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値と株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を37,453円から45,481円までと分析しています。

なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画において、大幅な増減益は見込まれておりません。また、公開買付者が検討しているSI事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、「Simplex FX」等の収益運動型課金ビジネスモデルの強化及び海外展開に関する各施策の効果は、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画においては考慮されておられません。

また、独立委員会は、SMBC日興証券が当社に対して提出した株式価値算定書を参考にするために、SMBC日興証券から当社の株式価値評価に関する説明を受けております。独立委員会は、かかる経緯の下、関係書類の精査を行ったうえで、平成25年6月13日に、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると認められること、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められること、及び本取引に対して当社取締役会が賛同意見を表明し、普通株式に関しては応募を推奨することには合理性が認められること、をそれぞれ委員全員の一致で承認したことを内容とする答申書を当社取締役会に対して提出しております。

当該答申書によれば、独立委員会が上記内容の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりです。

本取引が当社の企業価値向上に資するかについての判断要素

- () 当社の現状認識の合理性、() 本取引の必要性に関する公開買付者の説明の合理性及び当社取締役会の理解との整合性、() 非上場化によるデメリットの欠缺、() 当社従業員のインセンティブの維持向上への配慮及び() MBOという手段の相当性

本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについての判断要素

- () 株主の適切な判断機会の確保、() 意思決定過程における恣意性の排除、() 本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保及び() 本公開買付価格の相当性

本取引に対して当社取締役会が行うべき意見表明の内容

() 本取引が当社の企業価値向上に資するか及び() 本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか
独立委員会は、上記の要素を考慮した上で、() から() までの要素は充足されており、したがって本取引は当社の企業価値向上に資するものであると認められ、また、() から() までの要素を充足するための具体的対応は履践されている上、() も是認できることから本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められ、したがって当社取締役会が、本取引に対して賛同意見を表明し、普通株式に関しては応募を推奨することには合理性が認められるとの判断に至ったとのことです。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び公開買付者から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、SMBC日興証券から取得した株式価値算定書、独立委員会から提出を受けた平成25年6月13日付答申書及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してまいりました。

その結果、当社取締役会は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針 (a) 本公開買付けの背景等」に記載の当社が直面する経営課題や当社を取り巻く事業環境等を踏まえると、平成25年4月25日付で当社が公表した、平成26年3月期からの3ヵ年の計画である「ブリッジ2016」における基本戦略と概ね整合すると考えられる、公開買付者が提示する UMS 事業の一環である「Simplex FX」等の収益運動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討、SI 事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、海外展開の諸施策について、「ブリッジ2016」の策定時における当社の想定よりもさらに迅速かつ大胆な経営資源の集中を伴って実施することが、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値のさらなる向上のために重要であると判断いた

しました。しかしながら、公開買付者もいうとおり、^(イ)の施策の実施については当面のコスト増加、短期的かつ大胆な投資の実行等による既存事業への短期的な悪影響は避けられず、少なくとも数年間にわたり売上高及び利益が低下する虞があり、^(ロ)の施策の実施についても金融事業特有の収益変動リスクを内包するものであるうえ、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となることは避けられないものと考えられます。したがって、当社の株主の皆様にごこのような各施策に必然的に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、本取引により当社普通株式を非上場化することが当社の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けを含む本取引は当社の株主の皆様のご利益に合致すると判断し、平成25年6月13日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、金子氏及び五十嵐氏を除く出席取締役3名）全員の意見の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、当該取締役会において、同じく審議及び決議に参加した取締役（上記3名）全員の意見の一致により、本新株予約権については、本新株予約権が当社役員に対するストックオプションとして付与されたものであり、当社は本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役4名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の代表取締役社長である金子氏及び当社の取締役副社長である五十嵐氏は、公開買付者との間で、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする本応募契約書を締結しており、かつ、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して、出資をすることを予定していることから、本取引において当社と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

また、本新株予約権は、ストックオプションとして付与されたものであり、新株予約権割当契約等にて譲渡が禁止されていることから、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定しておりません。

価格の適正性及び本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、36営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様にご本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社普通株式及び本新株予約権について公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（393,567株）（株式所有割合：66.71%）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限は、(a)（ ）当社第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（589,955株）から、(ア)当社第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（29,470株）及び(イ)本書提出日現在における応募予定株主が所有する当社普通株式（218,385株）を控除した株式数（342,100株）に、（ ）(ア)当社第15期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の第3回新株予約権の数（368個）の目的である当社普通株式数（9,200株）、第4回新株予約権の数（3,604個）の目的である当社普通株式数（18,020株）、第6回新株予約権の数（12,560個）の目的である当社普通株式数（12,560株）及び第7回新株予約権の数（6,730個）の目的である当社普通株式数（6,730株）に、(イ)平成24年12月31日までの変更（なお、平成24年12月31日までに、第3回新株予約権は185個（その目的である当社普通株式数4,625株）、第4回新株予約権は3,296個（その目的である当社普通株式数16,480株）、第6回新株予約権は11,978個（その目的である当社普通株式数11,978株）及び第7回新株予約権は6,390個（その目的である当社普通株式数6,390株）が、それぞれ消滅しております。）を反映し、(ウ)さらに応募予定株主である五十嵐氏との関係で、行使の上、当社普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている第3回新株予約権の数（49個）の目的である当社普通株式数（1,225株）を控除した本新株予約権の数（1,364個）の目的となる当社普通株式の数の最大数（5,812株）を加えた株式数（347,912株）の過半数に相当する株式数（173,957株。これは、本書提出日現在、応募予定株主及び当社以外の者が所有する当社普通株式に、本新株予約権のうち、本書提出日現在、行使期限が到来し、かつ、新株予約権の行使価格が本公開買付価格を下回る第3回新株予約権、第4回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の平成24年12月31日時

点の残数から応募予定株主が保有し、行使の上、当社普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている新株予約権の数を控除した新株予約権に係るその目的となる当社普通株式の数を加算した株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority)」に相当する当社普通株式数にあたります。)に、(b)応募予定株主が本公開買付けに応募する当社普通株式数(五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権(49個))を行使した結果、所有することとなる当社普通株式1,225株を含み、合計219,610株)を加えた株式数となっております。このように公開買付者は、当社の株主の皆様の意思を尊重し、株主の皆様からの多数の賛同が得られない場合には、本公開買付け及び本取引を行わないこととしております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けにより、当社が所有する自己株式を除いた当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が当社の発行済株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することになるよう、以下の一連の手続を行うことを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの完了後、公開買付者は、当社が会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。)の規定する種類株式発行会社となるために、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された当社普通株式の全部(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の当社の株式を交付することを付議議案に含む当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定であるとのことです。

また、本臨時株主総会において上記の議案について承認されると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定であるとのことです。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主(ただし、当社を除きます。)には当該取得の対価として別個の種類株式の当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の株式の売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であるとのことです。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対して交付しなければならない当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定であるとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに当社を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了することを予定しているとのことです。なお、当社普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類株式の上場申請は行われたい予定であるとのことです。

公開買付者は、原則として平成25年10月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、当社に要請することを予定しているとのことであり、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がございますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者による当社株式の所有状況又は公開買付者以外の当社の株主による当社株式の所有状況等によっては、その実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、そのように他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなることを予定しており、その場合に公開買付者以外の当社の株主に交付されることになる金銭の価値についても、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であるとのことです。この場合における具体的な手続については、当社と公開買付者が協議の上、決定次第速やかに開示する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本書提出日現在、権利行使期間の到来していない第8回新株予約権及び第9回新株予約権を除く本新株予約権が行使されず残存した場合には、公開買付者は、当社に本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続の実施を要請する予定であるとのことです。

また、公開買付者は、上記各手続の実行後速やかに、当社グループとの間で、合併を含む組織再編行為を行う予定であるものの、その具体的な日程等の詳細については未定であるとのことです。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社が所有する自己株式を除く当社の発行済株式の全てを取得することを企図しており、本公開買付けの成立後に、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

公開買付者によれば、本公開買付けに際して、公開買付者は応募予定株主との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する当社普通株式の全て（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる当社普通株式1,225株を含み、合計219,610株、所有割合：37.22%。以下、本項において同じとします。）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。なお、金子氏は、所有する当社普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する当社普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことです。また、本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。さらに、本応募契約書において、()三上氏以外の応募予定株主との関係では、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付け開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が応募予定株主に対して行う表明及び保証（注1）に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務（注2）の重要な違反が存しないことを前提条件として、また、()三上氏との関係では、上記乃至に加えて、当社取締役会が独立委員会の意見を尊重の上、本公開買付けについて賛同意見を表明し、かつこれを撤回していないことを前提条件として、各応募予定株主が所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められているとのことです。なお、本応募契約書には、応募予定株主が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められているとのことです。また、本応募契約書において、応募予定株主は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされているとのことです。

（注1）本応募契約書において、公開買付者は、応募予定株主に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っているとのことです。

（注2）本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っているとのことです。

本公開買付けに関連して、公開買付者の株主であるスポンサーファンドは、金子氏及び五十嵐氏（以下「経営陣」といいます。）並びに福山氏（以下、経営陣と総称して「経営陣等」といいます。）との間で、平成25年6月13日付で覚書を締結し、当該覚書の中で、経営陣等は本応募契約書に従って本公開買付けに応募すること及び本公開買付けが成立した場合に応募した当社普通株式に係る買付代金の一部を公開買付者に再出資すること等を合意しているほか、本公開買付けが成立した場合には、金子氏及び五十嵐氏との間では以下の「()株主間契約」に記載の事項を含む株主間契約及び以下の「()経営委任契約」に記載の事項を含む経営委任契約を締結することについて、また、福山氏との間では以下の「()株主間契約」に記載の事項を含む株主間契約を締結することについて、それぞれ合意しているとのことです（但し、下記「()株主間契約」の、及びの事項については、金子氏との間で締結される契約においてのみ規定される予定であるとのことです。）。

() 株主間契約

公開買付者及び当社（合併を含む組織再編行為により存続し又は新設される会社を含みます。以下同じとします。）の取締役、代表取締役、監査役その他の経営体制に関する事項
スポンサーファンド及び経営陣等側契約当事者の事前同意を要する公開買付者及び当社並びにそのグループ会社の業務に関する事項
経営陣等が有する公開買付者の株式の譲渡制限に関する事項
スポンサーファンドによるその有する公開買付者の株式の譲渡手続及び経営陣等側契約当事者の先買権に関する事項
スポンサーファンドがその有する公開買付者の株式を譲渡する場合における、スポンサーファンドの経営陣等に対する共同売却請求権（Drag Along Right）に関する事項
スポンサーファンドがその有する公開買付者の株式を譲渡する場合における、経営陣等のスポンサーファンドに対する売却参加請求権（Tag Along Right）に関する事項

() 経営委任契約

スポンサーファンドが経営陣に対し当社及び当社のグループ会社の取締役としてその経営を委任すること
経営陣が委任された業務を遂行するにあたって遵守すべき事項
経営陣の報酬等に関する事項
経営陣の任期、辞任及び再任拒否の禁止並びに辞任及び解任事由に関する事項
経営陣の競業禁止義務及び他の役職員の勧誘等の禁止に関する事項

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
金子 英樹	代表取締役	社長	37,085	37,085
五十嵐 充	取締役	副社長	29,675	29,675
田中 健一	取締役	副社長	20,750	20,750
福井 康人	取締役	副社長	5,866	5,866
四塚 利樹	取締役 （非常勤）		7,500	7,500
宮地 巖	常勤監査役		85	85
中条 稔夫	常勤監査役		50	50
倉澤 和夫	監査役			
小笠原 範之	監査役			
計			101,011	101,011

（注1） 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

（注2） 取締役四塚利樹は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

（注3） 監査役宮地巖、中条稔夫、倉澤和夫及び小笠原範之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 新株予約権

第3回新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
金子 英樹	代表取締役	社長			
五十嵐 充	取締役	副社長	49	1,225	1,225
田中 健一	取締役	副社長			
福井 康人	取締役	副社長			
四塚 利樹	取締役 (非常勤)				
宮地 巖	常勤監査役				
中条 稔夫	常勤監査役				
倉澤 和夫	監査役				
小笠原 範之	監査役				
計			49	1,225	1,225

(注1) 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を所有している役員はありません。

第9回新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
金子 英樹	代表取締役	社長	8,396	8,396	8,396
五十嵐 充	取締役	副社長	1,741	1,741	1,741
田中 健一	取締役	副社長	2,103	2,103	2,103
福井 康人	取締役	副社長	3,760	3,760	3,760
四塚 利樹	取締役 (非常勤)				
宮地 巖	常勤監査役				
中条 稔夫	常勤監査役				
倉澤 和夫	監査役				
小笠原 範之	監査役				
計			16,000	16,000	16,000

(注) 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は本書提出日現在のものです。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。